

令和2年度 千葉県習志野市心理発達相談員の募集について

習志野市教育委員会

習志野市教育委員会では、発達支援のニーズ増大に対応するため、心理発達相談員と特別支援指導主事が各学校を訪問し、子供や保護者の困り感に応えるよう巡回相談・指導を行っています。つきましては、令和2年度の事業実施に向け、心理発達相談員を募集いたします。

1 応募資格

下記のいずれかの資格を有していること

- | |
|---|
| ア 公認心理師
イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士 |
|---|

2 業務内容

児童生徒及びその保護者、各学校職員に対し、特別な支援を要する児童生徒や保護者への具体的な支援の仕方等を助言・指導する。

3 任用期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 勤務形態

- ア 勤務する場所は、教育委員会学校教育部指導課、習志野市内の公立小中学校、習志野市総合教育センター、ひまわり発達相談センター
- イ 報償費は、日額20,000円（おおよそ9時～16時）
（学校の事情により、遅くなることもあります。）
- ウ 心理発達相談員を伴う巡回相談事業は、年間90回実施。市内登録心理発達相談員で合わせて90回になるように、新年度調節を行う。

5 採用者数 1名

6 申し込み方法

履歴書と資格の証明できる書類を習志野市教育委員会指導課窓口を持参、又は下記へ郵送ください。

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市教育委員会学校教育部 指導課 心理発達相談員担当 宛

***令和2年2月25日（火）までに申し込みください。**

書類審査及び面接にて、選考いたします。面接日については、後日御連絡いたします。